不動産担保活用型提携保証制度

中小企業・小規模事業者が有する不動産担保を有効活用し、資金調達の円滑化に寄与する制度です。(※1,2)

制度の特徴ならびに利用メリット

不動産担保を最大限有効活用できます！

※協会第１順位の不動産担保を必ず含む必要があります。

最大2億円の大口保証が可能です!!

長期取組（最長30年）が可能で、資金繰りの安定を図ることができます！

詳細については、裏面【保証期間】をご確認ください。

広がる夢のおてつだい
和歌山県信用保証協会
【本　　所】保証課　TEL:073-433-9705
【田辺支所】業務課　TEL:0739-22-4666

▶詳しくは、裏面をご覧ください。

※1:ご利用にあたっては、裏面記載の資格要件をすべて満たすことが必要です。また、信用保証協会の保証審査が必要です。ご希望に添えない場合がありますので予めご了承ください。
※2:本制度を取扱える金融機関は、当協会と覚書を締結した金融機関に限ります。すべての金融機関で取扱える制度ではありませんのでご注意ください。

『不動産担保活用型提携保証制度』の詳細について

保証対象

和歌山県内に事業所を有し、信用保証協会の保証対象となる事業を営む中小企業・小規模事業者。なお、個人は確定申告が青色申告の方。

資格要件

次のすべての資格要件を満たす中小企業・小規模事業者であり、申込金融機関が推薦する先で、償還能力があると認められる方。

1. 業歴を1年以上有すること。
2. 営業上必要な許認可等を有し、適法に事業を営んでいること。
3. 納期限の到来した税金（所得税・法人税・事業税等）について滞納がないこと。
4. 信用保証協会付き融資について延滞等の債務不履行がないこと。
5. 信用保証協会の求償権先で、信用保証協会に対する求償債務が残っていないこと。
6. 法人については(a)、個人については(a)、(b)のいずれかに該当
   (a)申込直前期の確定決算に於けるＣＲＤ(中小企業信用リスクデータベース)を活用した保証料区分が第4区分以上であること。
   (b)申込直前の申告において申告所得１００万円以上計上していること。

保証限度額

2億円

資金使途

事業資金

保証期間

２０年以内　（一括返済の場合　１年以内）

※建物新築資金の場合　３０年以内

貸付形式

証書貸付または手形貸付

返済方法

均等分割返済または一括返済
ただし、据置期間は1年以内とし、据置後は均等分割返済とする。

連帯保証人

必要となる場合があります。
ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要

物的担保

不動産担保を必要とする。
なお、担保設定順位が協会第１順位(条件担保の場合、協会優先充当に限る)の不動産担保を含むこととし、第１順位の不動産に係る担保評価額は、協会所定の評価方法に基づく評価額を８０％で除した額とする。

貸付利率

金融機関所定利率

保証料率

保証料区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証料率(%)	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

上記料率は、有担保割引適用後の料率を表示　※別途、会計参与設置会社割引0.1%は利用可能。

取扱金融機関

覚書締結金融機関

金融機関のみなさまへ

・申込書類の送付については、一般保証申込書類一式（登記簿謄本や公図など担保設定に必要な資料を含む）の提出をお願いします。
・適用保険種別について、一般関係保険枠の『普通保険』を適用します。

令和５年４月